

議案第32号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

県営法人経営農地整備事業（県営法人経営農地整備事業実施要綱（令和4年5月9日付け農整第712号の1）に掲げる事業）	オーダーメイド整備事業	10分の10
---	-------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和6年度に基山町内に新規参入を予定している農業法人の県営法人経営農地整備事業実施要綱に規定されているオーダーメイド整備事業の実施に伴い、分担率を設定する必要があるため、県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例を改正する必要がある。